

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 1年を超える前払費用

**Q** : 当社は、広告看板使用料として3年間分を前払いしましたが、決算期末において翌期首後1年を超える期間に対応する分だけを前払費用に計上し、残りをすべて当期の費用に計上するつもりですが、よろしいですか。

**A** : 未経過期間の全額について前払費用としなければなりません。

### 【解説】

前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうちその事業年度終了の時にまだ提供を受けていない役務に対応するもの）の額は、その事業年度の損金に算入しないのが原則ですが、会社が前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合において、その支払った額に相当する金額を継続してその支払った日の属する事業年度の損金に算入しているときは、これを認めることとされています。

この取扱いは、1年以内分を支払ったとき、継続して処理することが、前払い処理をしないでもよい条件ですから、3年分を支払ったときは、原則どおりの処理をすることになります。

ご質問の場合、当期末に翌事業年度開始の日から1年以内の期間に対応する部分を損金算入する処理をしても認められません。広告看板使用期間の経過とともに、その期間経過分に対応する前払費用を広告宣伝費に振り替えることになります。



KIMIYO・I